

# 済生ふくし新聞



今回は福祉関連マークと医療費控除についてご説明します

## こんなマーク知っていますか？

【四葉のクローバーマーク】



肢体不自由が運転する車に貼る標識です。

【ほじょ犬マーク】



補助犬を受け入れる店の入り口に貼るマークです。

【障害者のためのシンボルマーク】



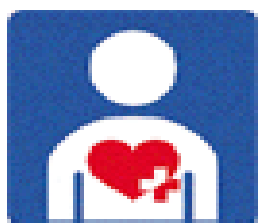
障害のある人が利用できる建物・施設であることを示す、世界共通の国際シンボルマークです。

【盲人のためのシンボルマーク】



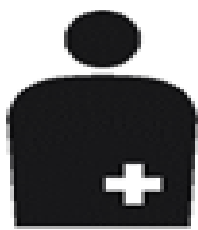
世界共通のシンボルマーク。横断歩道の歩行者信号ボタンで見かけます。

【「ハート・プラス」マーク】



心臓疾患などの内部障害があることを示します。

【オストメイトマーク】



人工肛門・人口膀胱を保有する方を示します。トイレの入り口で見かけます。

【聴覚障害者マーク】

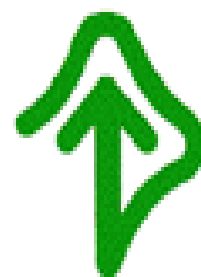


世界共通の国際シンボルマークです。



聴覚障害者運転する自動車に貼る標識です。

【耳マーク】



聴覚障害者のシンボルマーク。目の不自由の人の白い杖と同様の自己表示です。

## 医療費控除とは？

毎年2月～3月に行う確定申告

1年間(1月1日～12月31日)にかかった出産、病気、けがなどの医療費は10万円(または所得金額の5%)を超えた場合は医療費控除を受けることができます。

最高200万円までの医療費控除が受けられます。

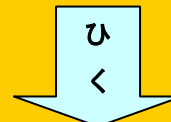
☆ 家族全員分を合わせて申告できます。

領収書、レシートはとっておきましょう。

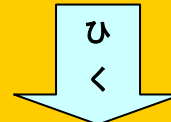
☆ 美容や病気予防は認められません。

### ☆ 計算方法 ☆

(この年中に支払った医療費)



(保険金などで補てんされる金額)



(10万円または所得金額の5%)



医療費控除額

高額療養費  
出産一時金  
生命保険からの医療保険金  
入院給付金  
など

詳しくは1階救急外来近く福祉相談室まで